

建設経済常任委員会

平成26年6月13日（金曜日）

建設経済常任委員会

平成26年6月13日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2号 旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 3号 旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長 飯嶋正利

副委員長 宮内保

委員 林俊介

委員 滑川公英

委員 宮澤芳雄

委員 磯本繁

委員 有田恵子

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

議長 高橋利彦

議員 米本弥一郎

議員 高橋秀典

議員 林晴道

説明のため出席した者（17名）

副市長 加瀬寿一

商工観光課長 堀江隆夫

農水産課長 高木寛幸

建設課長 大久保孝治

都市整備課長 林利夫

下水道課長 石毛隆

水道課長 鈴木邦博

農業委員会
農事務局長 岩井正和

その他担当
職員 9名

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男

事務局次長 高 安 一 範

副 主 幹 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

昨日までの梅雨空から一転して、初夏のすがすがしい天気になりました。委員の皆様には大変お忙しいところ、大変ご苦労さまです。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のために、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員、高橋秀典議員、林晴道議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解願います。

本日、高橋議長に出席をいただいております。ご挨拶をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む3議案について審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議のほどお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本委員会に審査をお願いいたしますのは3議案でございます。議案第1号、平成26年度一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と、議案第2号、旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第3号、旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔に答弁するよう努めてまいります。

何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は4月の定期人事異動後、初の委員会でございます。担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） よろしくお願いいたします。

○副市長（加瀬寿一） それでは、順次自己紹介にて行いますのでよろしくお願いいたします。

○商工観光課長（堀江隆夫） おはようございます。商工観光課3年目になりました堀江です。よろしくお願いします。

○農水産課長（高木寛幸） おはようございます。農水産課1年目でございます高木と申します。よろしくお願いいたします。

○建設課長（大久保孝治） 本年4月1日より建設課長を任せられました大久保でございます。よろしくお願いいたします。

○下水道課長（石毛 隆） 下水道課長の石毛でございます。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（林 利夫） 都市整備課長の林でございます。同じく2年目です。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（岩井正和） この4月1日より農業委員会のほうへ来ました岩井と申します。よろしくお願いします。

○水道課長（鈴木邦博） 水道課長の鈴木です。2年目です。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第3号、旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決について農水産課所管の補足説明を申し上げます。

まず、補正予算書の9ページをお開きください。歳出になります。

6款1項3目農業振興費、説明欄2の園芸生産強化支援事業650万、これにつきましては、本会議及び議案質疑で説明した以外にありませんのでよろしくお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、10ページをお開きください。

6款1項4目畜産振興費、説明欄1、家畜防疫対策事業564万、この内容につきましては、本会議及び議案質疑と一般質問で説明をいたしましたけれども、県内10か所の消毒ポイントについて補足説明させていただきます。

農水産課資料の消毒ポイントの地図を1枚ご覧ください。

県の運営する設置ポイントは、地図に記載のポイント番号、右下のほうに書いてありますけれども、①番、③番、④番、⑤番、⑦番、この5か所でございます。

旭市が運営する消毒ポイントにつきましては②番の1か所、香取市の設置は⑧番、⑨番の2か所、成田市が運営する設置ポイントは⑩番の1か所、山武市設置のポイントは⑪番、この1か所です。

実施時間は、県及び旭市の設置ポイントにつきましては午前7時から午後6時まで、成田市の設置ポイントにつきましては午前8時から午後6時まで、香取市の設置ポイントにつきましては午前7時から午後4時まで、山武市設置ポイントにつきましては午前7時から午後5時となっております。

なお、旭市内に設置されていましたが浄化センターとJAの旧豊畑支所につきましては、見直しをされまして匝瑳市に移転された関係で、⑥番は欠番となっております。

以上、議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わりにいたします。よろしくご審査をお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、議案第1号につきまして建設課所管の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出よりご説明をいたします。予算書の11ページをご覧ください。

8款2項3目道路新設改良費、説明欄1番、冠水対策排水整備事業5,130万円は、旭駅東側の東町地区における冠水対策を実施するものです。

資料を配付してございます。そちらをご覧くださいと思います。

左側の全体図でご説明をさせていただきます。

まず、現状でございます。水色の線のとおり、中央病院方面から北へ向かい一旦西に折れ、再度北に折れて国道沿いの仁玉川へと流れる大きなクランク型の水路となっております。

右側のほうの写真でございます。

これは平成24年11月6日のゲリラ豪雨時における冠水時の状況ですが、現在も短時間のまとまった降雨がありますと、すぐに冠水をしている状況でございます。

資料の2枚目をご覧くださいと思います。

拡大したのですが、赤の点線で示しました東町の排水が、現状は水色の水路へ合流し、同じく仁玉川へと向かっております。このため、大きな雨が降ると東側の水流に負け、南北の赤の点線部分は全く機能なくなり、結果、短時間のうちに地区一体は冠水してしまっております。今回の計画は、この合流部を遮断し、反対方向の南側へ向け、青の点線で示してあります既存の都市下水道へ接続をするものです。

それでは、予算書の内容についてご説明します。再度11ページをご覧くださいと思います。

13節委託料216万円、これにつきましては家屋の事前調査について委託をするものでございます。

15節工事請負費4,158万円は、本体工事に加え公共下水道管の切り回しをするものです。

22節補償補填及び賠償金750万円は、既存のN T T地中線、それと都市ガス管の移設に係る補償費です。

続いて、歳入をご説明申し上げます。

予算書の7ページにお戻りいただきたいと思います。

上でございます13款2項4目土木費国庫補助金1,925万円、説明欄にありますとおり、今回、社会資本整備総合交付金が採択されたことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮内委員。

○委員（宮内 保） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、補正予算の10ページ、商工費の観光資源創出プロモーション事業について、旭市は夏季の海水浴シーズンにいろいろなイベントが開催されます。多くの観光客が訪れますが、こうした観光客に対してどのような形で配布される予定なのか、補足説明において配布場所等について説明がありましたが、再度具体的な説明をお願いいたします。

2点目といたしまして、補正予算の11ページ、土木費の冠水対策排水整備事業ですが、工事の開始時期はいつか、また工事の期間はどのぐらいを予定しているのかお聞きいたします。

その2点について、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは今、議員のほうからご質問いただきました東総道路の無料通行券の配布、これをもって旭市内へ観光客により多く来ていただこう、そういう施策でございます。今まで説明しましたように、回数券2枚を封筒に入れて市内の方にお渡しをする、そういうことになっております。来ていただく際、あるいは帰っていただく際、あるいは来ていただいた方に帰りに使っていただいて、また再度、もう一つで今度、旭市に来ていただきたい、そういう施策でございます。

配布ですけれども、現在、特に夏に来ていただく方をターゲットにしようという部分もあります。そんなことで市内の旅館、ホテル、あるいはビジネスホテル、キャンプ場、あるいは貸別荘、レンタルルーム、あるいは民宿、ペンション、こういう施設等も、今、視野に入れながら、それぞれ配布をする予定でいます。特に大きなイベント、これからパークゴルフの大会、あるいはしおさいマラソン、こういうものにつきましては担当課と協議しながら、特にしおさいマラソン等につきましては、事前にご案内する際に例えば封筒に入れて、それを使って旭市に来ていただくとか、そういうような形でより多くこの事業で人を呼び込みたい、そういうふうに考えています。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） まず、発注の時期でございます。これは、先ほどご説明しましたけれども、NTT、あるいは都市ガス、それと下水道、これらの占有者との協議が事前に必要になります。この協議は、結構時間がかかるかなと予想しておりまして、10月に発注をし

て年度内の完成、このようなスケジュールであります。

○委員長（飯嶋正利） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） どうもありがとうございました。

要望ですので回答はいりませんけれども、私のほうから。関東地方も先週梅雨入りしましたが、今年は例年になく雨量が多い状況でありますので、市民の不安が少しでも取り除けるよう、早急に事業のほうを実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第2号、旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

本条例の施設、いいおか荘前のプールにつきましては、東日本大震災により大きな被害を受けまして、これまで3年間施設を休止しておりました。

震災までは、社会体育施設としまして、教育委員会体育振興課所管の施設であった施設でございます。今回、本年からは観光施設としまして、商工観光課所管の施設として修繕をしまして、この夏の再開に向けて現在、施設整備をしているところでございます。

浜辺での海水浴場と併せまして、夏の観光拠点施設としまして大勢の方の利用を期待するとともに、市の直営として営業するものでございます。監視員等の配置を含めまして、安全体制には万全を期して運営してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1点お尋ねします。

先日も小学校の授業中にプールで児童が溺れるという事故がありましたけれども、このプールの管理は市直営ということでありますけれども、監視員の人数、また安全管理等について具体的な説明をお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） プール、今回直営でということで今進んでおります。管理の仕方によっては業務の委託と直営、2つあるわけです。業務の委託になりますと警備法等もありまして、責任を持った、資格を持った管理者を置くという、そういう条件になっておりますけれども、今回直営ということになっております。学校等のプールと同じような考えですけれども、市が直接に管理をいたします。とはいいいながら、職員が絶えず数名で見ているかということではなくて、我々は職員と併せまして、それをサポートする形で、今ライフセーバー等を含めまして、一つ、監視員を今お願いする予定でいます。

先般も何か会議がありまして、先日の事故等の発生を受けまして、いろいろ安全管理だけは、これにはもう徹底をせよという、そういう指示が来ております。

現在の中では大きいプール、これにつきましては最低2人の監視員を置きたいというふうに考えています。これは休憩等も入りますので、場合によっては3名でシフトをしながら2人が絶えず目配りをするという、そういう形になろうかと思えます。もう一つは、小さいほうのプールにつきましては、必ず保護者さんがいるかとは思いますが、ここも安全体制を万全にしたいということで、1名監視員を小さいほうのプールについては置きたい。そんなことで都合3名、随時ということ考えております。

ただ、土曜、日曜、人が多くなった時には、それなりの対応をまたとっていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第3号、旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定について補足して説明をさせていただきます。

本施設につきましては、いいおか荘1階の一部分につきまして、震災を後世に伝える施設として施設整備しており、施設のオープン予定につきましては7月下旬を予定しております。

なお、施設内の展示スペース、これにつきましては津波、あるいは地震等の被害、これは

写真展示を含めまして震災を後世に伝える展示品等を予定しております。

なお、この展示しますものにつきましては、市民にも声をかけ、より多くの後世に伝えるものの展示に努めたい、そういうふうに考えております。

なお、展示スペースに余裕がある場合には、震災に備える備品、さらには飯岡海岸の浸食との戦いの資料、これらの展示も現在検討しているところでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明が終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは2点ほどお尋ねいたします。

1点目、防災資料館、7月下旬にオープンするということですが、夏季シーズン、海水浴客が多数訪れると思われます。海開きに合わせて開館していただきたいと思いますが、具体的な開館日と開館時間についてお尋ねいたします。

2点目、今年は市直営で運営するという予定ということですが、管理体制についてお尋ねいたします。

また、来年度以降、指定管理者制度に移行する予定があるのかどうか、併せてお尋ねいたします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 2点、ご質問をいただきました。

具体的な開館の時期ということで、当初、我々はいいいおか荘の海岸でY・O・U・遊フェスティバルという大きな大会があります。これにはぜひ開館の中に人が来ていきたいなという、そういう思いで今進んでいました。

ただ、今、委員のほうから言われましたように、今、課の中ではプールのオープン、やはりこれと同時のほうがいいのかなということで進んでおります。そんなことで具体的には、先ほど言いましたように7月の下旬と表現してしまったわけですが、それぞれプールのオープン等には間に合わせたいなという、そういうことで、そこで先般も出ましたように、資料館のトイレも使えるという、そんなことで進めたい。

実は、プールのオープンも、夏休みに入った時にはオープンしたいということで、今進んでおります。ただ、梅雨との戦いで、どうしても塗装の工事があるもので、工事は急がせ

ておりますけれども、そんなことでもう一、二週間の天気、工事の進み具合で確定をしたいというふうに考えています。

あと、管理等につきましては、通常の公民館と同じように月曜日をお休みに、あるいは国民の休日の日を休みにする、そんな形で通常の市の施設と同じような形で、今、管理をしようというふうに考えています。

来年度以降についての指定管理者、これにつきましては本年の施設の利用具合、そういうものを見きわめながら考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項で何かお聞きしたいことがありますたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 一般質問でも言ったんですけども、おとといですか、市長、議長の許可をいただきまして、いいおか荘の使用貸借契約書を議員全員に配付いたしました。その中で、今まで言われてきたことなんですけれども、一度も数値的には4月1日オープンとか7月19日オープン、ないしは来年の4月1日オープンというのは何にもないんですよね。これ、いいおか荘は、観光目的でなるべく早く立ち上げて雇用とか観光のためにということで、速やかな契約をしたと思うんですけども、実際には全然動いていないというのが、この間もお話ししましたけれども、全協の席でも全然、一切工事にもかかわっていないと。2,250万円です。どこを直すのか。それから、ここに契約書の中には代理人というのがありますけれども、この代理人もう半年以上、8か月過ぎているのに代理人もいないというのはおかしいんじゃないのか。契約書がこれは不備なのか、それとも故意に作ったのか、その辺をお答えいただきたいと思いますけれども。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから幾つかご質問がありましたけれども、代理人というか保証人ということでよろしいでしょうかね。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） どちらでもいいんですけども、保証人もここに削ってあるんですよね。我々には見せたくないから削ってあると思うんですけども。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうからありましたように、契約書ですので最後に契約した日付と貸付人、借受人、市の名前と、みやぎ蔵王高原ホテル、その下に、実は保証人ということで契約書にはございます。この保証人のところにつきましては、個人の情報というようなことで、実はそこは消して、書いていないわけじゃなくて、ここは見え隠しをして資料を配付させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

あと、具体的な期日がないということでございますけれども、いろいろ公募の募集の時の業者からの話、そういうものの中で早くオープンするということで、具体的な期日を入れなかった。今回、市長からも指示を受けています。具体的な期日を覚書という形で書面で取り交わしをということで、現在その手続きに入っております。

それと、具体的な工事につきましては、先週の土曜日、民と民との民間の契約ですので、みやぎ蔵王高原ホテルの代表並びに現場の管理人のほうも来ていただきまして、直接、既に業者も決まって業者の立ち合いの中で、1階の工事には入るところで進んでおります。

以上でございます。

（発言する人あり）

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 具体的な工事の内容だと思います。大きなものは配管、それと浄化槽の修繕が大きいものでございます。それと、エレベーターにつきましても、ここ3年以上使っていないところで、実はワイヤーを替えなきゃいけないのかな、そういうことが今うたわれております。

それと、消防法のこれが確実にクリアしないと、いち早くクリアすべきものですので、停電の際の発電装置、これがどうも稼働しないということで、これが大きい工事になるかと思っています。

1階の床回り等につきましては、先ほど言いましたフロントが一番ですので、そこは直ち

に、プールのオープンに間に合わせて1階の床はやる場所です。それと、2階、3階につきましては、ご案内のように各施設、火災で消滅したところも火災保険等で修繕してございます。あとは空調関係、水回り、そこだけ修繕が必要かなと、金額は別としまして主な工事、今、そういうような形で進んでおります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

今回の議会で分かったのは、大浴槽も直すということなんですけれども、前の契約では140を70にして、そこにバス、トイレもつけるからやらないと。ところが、営業的には日帰り求めるとか、そういうことでやるということは、これは行政でやるということは、それは今度の管理者、ないしは管理者というよりみやぎ蔵王高原ホテルの方に貸すのか、それとも無償提供するのか。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 大浴場につきましては、今までもご案内、説明してきましたとおり、公募の募集の時に風呂が各部屋にありますので、現実に大浴場を直さなきゃいけないという、そういう公募の募集の中には入れてごさいませんでした。ただし、いいおか荘を貸した物件の中に大浴場も入っております。いいおか荘の中の防災資料館を除いた全てを今回ホテルに貸します。ですから、今回修繕するのは、ホテル側で修繕をして大浴場を活用していきたい。特に、ビジネスホテルと違いまして、ビジネスホテルもそうかと思えますけれども、お客をやっぱり呼ぶのには大浴場を欠かせない、大浴場は一つの資産であるというところで、大浴場を直して使いたいと、そういうことで今話が進んでおります。それも今言いましたように、宿泊客のみならず市民の方にも利用していただけるような大浴場にしたいということでございます。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 私はそれを直した場合に、税金で直すんだから今までのこととは違うわけでしょうよ。無償の中に入っていなかったわけでしょう。だから、それをまた無償で貸すのか、それともリースで取るのかと、その話を聞いているんですよ。直す直さないの話を聞いているんじゃないですよ。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ちょっと私、これまでの説明が悪かったかと思えますけれども、

直すのは役所の税金で直すんじゃなくて、ホテル側でお金を出して直す、そういうことで今進んでおります。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） ということは、じゃ、その大浴場を直すのも、ホテル側のほうにも出資、要するに改修費を仰ぐんですか。仰ぐのであれば無償でもいいでしょうけれども、例えば何千万円とかかったものを、じゃ、最初からの契約とは違いますけど無償で貸しますかというんだったら、やはり議会にかけるのが当然じゃないですか。それとも全然かけないで、リース料を取るんですか。それを聞いているだけなんですよ。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 当初から、この大浴場も含めて使用貸借で10月1日に貸してございます。そこを直すのは、全てホテル側ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） そうすることは、やはり今回は、直すというのはホテル側で全部100%直してもらえるということなんですか、今のお話だと。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員から言われましたように、ホテル側で一切直すという、そういうことで我々は承知しております。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） だから、それを聞いたわけでしょうよ。市で直すんだったらリースにするのか、あっちで直すんだったら全然関係ないことですからね。それを聞いたわけですから、そんなくどいことは言わないでくださいよ。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございますか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 契約書をけさ、いただいたんですけども、4ページの19条で1、2、3、4と記載されているんですけども、これは最初の貸し付け、25年10月1日に決まったんですけども、9月の最終のこの条件のところ、貸し付け条件にこれ、入っていましたか。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員からご質問があったのは4ページ、事業報告のところ
で、「乙は、甲が指定する期日まで、次の各号に掲げる事項について報告をしなければいけ

ない」という、そういうことですね。これは、その当時の貸し付けの時に要綱に入っていたかというのは、ちょっとこれは確認してみますけれども、要はお互いの契約の中で、役所側から指定する期日までに今現在の状況はどうですかと、我々も宿泊者の数を的確に把握したい、そういうような思いで相手方と交わした条項でございます。何人、毎年泊まっているかわからないのでは困るということで、この報告を相手方の了解の上で契約をしたということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 施設の経営、どんな施設もそうですけれども、管理責任者というのがいるんですよ。管理責任者というのが第6条に書いてございまして、これはこれでいいんです。具体的に管理責任者の名前というのが、契約書に当然載らないといけないんですよ、住所、氏名。先ほどおっしゃった保証人、保証人というのは保証人なんですよ。借受人の保証人、これは使用賃貸契約書ですから、賃貸契約書は不動産屋の方もいると思いますけれども、これは借受人に対する保証人なんですよ。管理責任者というのは全然関係ないですからね、これとは。全然関係ないですよ。施設長とかです。例えば、ホテルだったら支配人とか、建設の現場で小屋というか設けて、そこに居座ってするのは、字が違いますけれども、施工監理者というのがあるんですね。これは全てどんなものの契約書でも書くんです。記入されなければいけない。さっき保証人がそうですなんて、こんなでたらめなことを言わないでください。これはどうなっていますか。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員から2つご質問いただきましたけれども、契約書の1ページの第6条の中に管理責任者、管理を直接つかさどる管理責任者、これを定めて、要は市長に通知をしなければいけない、そういうようなことで、この管理責任者の変更した時も同様である。そんなことで、この責任者の名前は文書をもって市のほうにいただいてございます。これは、契約後にいただいたということでご理解いただきたいと思います。契約の中で、両者間で契約をしまして、それに基づいて現在、管理者の名前をいただいております。

あと、保証人のところを隠してということでございます。これは本人の了解が必要かなと、そういうことで時間的になかったという部分がありまして、ここのところにつきましては見え隠しをさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 質問の内容に答えてくださいね。私、そんなこと聞いていません、全然。

管理責任者と書かないといけないんですけれども、一番最後の、どこでもいいですけれども、8ページでも1ページでもどこでもいいんですけれども、これ、枠がないといけないということを言っているんですよ、枠。例えば、保証人Aさんとしますでしょう。Aさんが管理責任者でもいいんです。誰でもいいんですよ。管理責任者という枠。その名前を書きたくなかったら書かなくていいんです、消していても。枠がないということを言っているんですよ。

保証人というのは、管理責任者になることはできませんよ、実際そんなこと。現実を考えて、保証人ですもの。でしょう、同一であるはずがないですよ。管理責任者というのは使用人ですよ、使用人。使用人が例えばこれ、同じ人だということだと、使用人がなぜ保証人になれるんですか、なれるわけないでしょう、そんなの。なれませんよ、絶対なれませんよ。枠がないということと、同じ人だということは、こういうでたらめなことを言わないでください。

先ほど、第19条の話もそうです。こういう条件、これ、わたっていますか。

（発言する人あり）

○委員（有田恵子） ありますか。

賃貸物件の利用状況、宿泊収入実績とか管理とか、甲が必要と認める事項とか、こういうのは、それはそうでしょう。これは随時求めてもいいかも分からないですけれども、甲に提出しなければならないと、こういう条件なんていうのは実際、貸し付けの条件、要綱の中にこれは入っていませんよ。ご自分で書かれて覚えていないですか。入っていませんよ。私は読んでいますから、全部。そういう書いていないことをこういうところに、契約書の中に書くこと自体違反。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員、質問を。

○委員（有田恵子） そういうことで、この契約書というのはもう1回、もう1回というか、これは不備だと思います。

以上です、すみません。

○委員長（飯嶋正利） 答弁は。

○委員（有田恵子） 答弁してください。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから契約書のところに枠をわざわざ設けて管理責任者をとということでございます。

我々、あくまでもお互いの、役所からこれは一方的なものではなくてお互い、みやぎ蔵王高原ホテルと市役所で納得したものをこの契約書で確認をし合った。その中で、確認をしまして契約をしました、後から管理責任者を下さいねと。現在、この管理責任者は宮城から来るのはなかなか大変だということで、県内市川市在住の方が管理責任者というところで業務に当たっております。

それと、先ほどの19条でしたか、事業報告、これにつきましても市から一方的にこれをとということではなくて、これはあくまでも契約書ですので、お互いホテルと市で確認し合った。そういうようなことで、市から出せということではなくて、これに基づいてお互いやりましょうという、そういう契約書の中身であるということでご理解いただきたいと思います。契約書の書式につきましては、お互いが確認し合ったということです。

あと、保証人と管理責任者、これは別でございます。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今、課長が言ったように、じゃ、いつやるというのは全然検討しなかったんですか。普通だったら、これ、日にちを入れるのが当たり前じゃないの。10年間のリースだけじゃなくて、いつから開業しますと、我々には法にないことをどんどん言っていますけれども、普通であればやはり飯岡地区の発展のためにこれを無償リースにしたわけですから、今まで8か月も何もやってこないというのはどう考えたっておかしいでしょうよ。そういう条件を契約書の中に入れないということは、契約のミスじゃないですか。議会で突っ込まれたから、どんどんやりますよという話になった。今までだと新聞報道では、来年の7月以降じゃないとオープンできないと言っていましたけどね。どう思いますか。今、課長の答弁を聞いておかしいなと思ったんです。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 議会でどうだこうだと突っ込まれたからというお話が出ていましたが、いや、あくまでそうじゃありません。皆さん、ご心配、ご意見、もっともだと思います。市長にしても、このいいおか荘の再開、大変期待して、去年の市の重大ニュースの中でもこれは発表しております。

契約書の中身等々ございますが、業者のほうでぜひということで手を挙げてきてもらって、この契約に至った経過がまずございます。我々、甘いと言われればそうかも知れませんが、その時点で大変期待しておりましたので、すぐ業務にかかると思っていました。かなり期待してまして、この時点で再開していない、営業が始まっていないというのを大変憂慮しております。何度もその業者を呼んで、一日も早く直接そういう形で市長からも何度か話をして、今こういう経過と言いますか、少なくとも暮れを目指して宿泊ができる形、そういう状況になったということを、まずは理解していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 課長、この契約書はいつ書かれましたか。25年10月1日と、印鑑、明智市長と高山さんのを押していますよね、この契約書はいつ作りましたか。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから、お手元にあります契約書、25年10月1日ということで記載があります。いつ作ったかというのは、これより前に市長にも確認していただきまして、これで市のほうはいきたい。それと、相手側さんにもお渡しをしまして、これでいいでしょうかと。それぞれの立場で内容を確認し合って、一部修正等を行って、10月1日の時点で作ったところでございます。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 25年10月1日、誰それ、この字をいつ記入しましたかということを聞いているんですよ。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、10月1日ということでは答えになっていないということです。市長が、あるいはホテル側がいつ書いたという、これはすみません、ここで過去のことをちょっと調べてまた……

（発言する人あり）

○商工観光課長（堀江隆夫） いいんですか。10月1日というところでご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 意味がないと思われますかね。

みやぎの社長の高山さんがこの前の6月4日に来られて、市長と課長と3者で話をしていることですよ。その時に「覚書書を書かされたんですよ」なんて言っていたんですよ。

「覚書書って契約書のことでしょう」なんて私も言ったんですけど、そういう話がありまして、それでこの内容を見ましたら、この内容なんですよ。最初からあった内容かなというところが、ちょっと疑問なんです。最近作ったのと違いますか、これ。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 全く、それは虚偽の書類というお話になろうかと思います。全くございません。これは昨年の10月1日契約のものをそのまま、本物の契約書のコピーでございます。一切虚偽のものはございません。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 余計なことを言っているという人もいますけれども、いや、これはもう終わりました。

それで、今一番やはり重要なのは、なぜ18年も解除、凍結、農振除外申請の凍結となっちゃったのかということなんですよ。これ、本当に人ごとじゃないので、ぜひ、まだ県が許可していない状態なんですよ。それから、そのほかにも異議の申請もできるんですよ。ですから、そのようなことを踏まえたら、行政当局は何かこれ、何か対案を出して阻止だけはいただかないと、やはり人口減少に拍車をかけるんじゃないかと思うんですよ。2月12日までに二市二町の首長さんが、簡単に言えばめくら印を押しちゃったのと同じなんですよ。こんなに大事なことを、めくら印を押されて、はい、そのまま執行しますかと、26年8月から10年間、37億円かけますと、その後8年間まだ凍結なんですよ。今のところ担当課に聞いても、これの抜け道はないと言っているんですから、施行される前にちゃんと行政として対処していただきたいと思いますが、副市長、どう思いますか。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員の質疑に対して、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） その件につきまして、滑川委員、一般質問でもいただいております。

二市二町で具体的に話し合う、そんな予定にもなっております。どういう形でできるかは別

にしましても、ご意見賜っておきます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 農水産課長も、ぜひ干潟土地改良区と折衝していただきまして、何とかこれを阻止しないと本当に、何回も一般質問でも言っていますけれども、宅地供給、それから工業用地、それから商業用地、これはみんなストップになりますから、その辺を何とかしてお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時54分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 飯 嶋 正 利